

2024・1 No.341



あつぎ

法人ニュース



「仏果山」山頂からの日の出
(写真提供/愛川町)

誌 上 年 賀

新年あけましておめでとーございませう

令和六年の新春を迎え会員の皆様をはじめご家族の皆様
心よりご祝辞を申し上げます
さて本年は十二支の中で唯一架空の生物が干支となる年です
干支にあやかり皆様方にとりまして上り竜のように力強く飛躍する年と
なりますことをお祈りし本会といたしまして
魅力ある会運営に従事してゆきたいと考えております
今後とも変わらず「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」を柱とした
活動を展開して参る所存です
また異業種交流等による情報交換を図りながら
会員相互の親睦・交流事業を実施し活気ある会を目指してゆきたいと
思いますのでより一層のご理解とご協力を賜りますよう
お願い申し上げます
結びに本年が皆様にとりましてより良き年になりますよう
ご祈念申し上げます

令和六年 元旦

公益社団法人厚木法人会 会長 黄金井康巳



謹んで新年のお祝いを申し上げます

旧年中は公益社団法人厚木法人会の皆様方には 税務行政全般に渡り
深い御理解と格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます
さて令和五年分の確定申告から e-Tax で提出された給与所得の
源泉徴収票の情報がマイナンバー連携による自動入力の対象となり
マイナンバーカードを利用した確定申告の利便性が大幅に向上しま
すつきまして貴会会員の皆様方におかれましては e-Tax による
源泉徴収票の提出に対しまして何とぞご理解とご協力を賜りたく
お願い申し上げます
本年が公益社団法人厚木法人会の会員の皆様にとりまして
幸多き年となりますことを心から祈念いたします

令和六年 元旦

厚木税務署長 中村秀利



栄えある受彰 おめでどうございます

納税道義の高揚と正しい税知識の普及・推進等に 功績のあった方々が表彰されました

■納税表彰式

去る11月8日、浜離宮朝日ホールにおいて、令和5年度の東京国税局長納税表彰式が行われ、本会の小松前副会長が東京国税局長表彰を受彰されました。また、11月10日には、厚木税務署納税表彰式が開催され、署長表彰並びに署長感謝状が贈られました。なお、本会関係の受彰者は左記のとおりです。

◎東京国税局長 表彰受彰者（敬称略）

小松英子（尙小松管工）

◎厚木税務署長 表彰受彰者（敬称略）

鍛代 勇（尙鍛代勇石材店）

◎厚木税務署長 感謝状受彰者（敬称略）

柿島憲一（神奈川県内陸工業団地協同組合）

北原秀明（株ノースフィールド）

中村勇人（公益社団法人厚木法人会）

■納税功労表彰式

11月1日、神奈川県庁大会議場において、神奈川県知事納税功労表彰式が行われ、高畑副会長が知事表彰を受彰されました。

◎神奈川県知事

納税功労表彰受彰者（敬称略）

高畑幸夫（尙高畑造園土木）



▶厚木税務署納税表彰式（法人会関係受彰者）



フォト・トピックス

◀地域ふれあい講演会

10月26日、レンブランドホテル厚木において、本会主催の第18回地域ふれあい講演会を開催しました。同講演会は、法人会の活性化と法人会活動の理解を図るとともに、地域住民への社会貢献活動として実施しています。今回は、キャスター・ジャーナリストの安藤優子氏を招き「報道の現場から見たこれからの日本」をテーマにオンライン配信併用で行い、約560名の参加者のもと、ユーモア溢れるテンポの良い話で大変好評でした。なお、同講演会は厚木市との共催、厚木税務署、神奈川県、愛川町、清川村からの後援、また上部団体の神奈川県法人会連合会をはじめ、関係民間団体ならびに受託保険会社から協賛をいただきました。



◀租税教育用の下敷きを寄贈

源泉部会は、子どもたちの納税意識の向上のため、厚木愛甲地区（32校）の小学6年生を対象に、租税教育用の下敷き（約2800枚）を各小学校へ寄贈しました。



◀区市町村の庁舎に懸垂幕を設置

国税庁の「税を考える週間」協賛行事の一環として、11月の1ヶ月間、懸垂幕を設置しました。（写真は愛川町役場）



税務署からのお知らせ

確定申告はスマホがおすすすめです！

- ① スマホで国税庁HPにアクセス
 - ② 画面の案内に従って申告書等を作成
 - ③ マイナンバーカードを使って送信
- 混雑する会場と並ぶことなく、簡単にスマホで自宅から申告できます。国税庁HPで申告書等を作成、出力し、紙により申告書を提出されている方は、この機会に、ぜひスマホ申告をご利用ください。

確定申告書等作成コーナーの便利な機能はコチラ

- ・ スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動で入力
- ・ 青色申告決算書や収支内訳書も作成できます
- ・ 消費税の申告にも対応しています



■ 厚木税務署「申告書作成会場」

申告書作成会場でも、原則、ご自身のスマホで申告していただきます

開設 2月16日(金) ～ 3月15日(金)

※土、日及び祝日は開場しません。2月25日の日曜日は開場します。

なお、年金受給者や給与所得者の還付申告書の作成相談については、開設期間前でも署内で受け付けています。

受付時間 午前8時30分～午後4時

※相談は、午前9時～午後5時

持ち物 源泉徴収票など申告書作成に必要な書類、スマホ及びマイナンバーカード

・ 申告書作成会場では、混雑回避のため、当日に「入場整理券」を配付しますが、「入場整理券」の配付状況に応じて配付を終了する場合があります。

また、「入場整理券」は、LINEによる事前発行で入手することが可能です。

国税庁のLINE公式アカウントを友だち追加してご利用できます。

■ 問合せ先 厚木税務署

電話 (221) 3261 (代表)

自動計算・自動入力・自宅から 確定申告は **とっても便利な♪** スマホからおすすすめです！

STEP 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー



▶ 対応ブラウザを確認

iPhoneの方



Androidの方



【確定申告書等作成コーナー】

※上記以外のブラウザでアクセスすると、エラーが表示されて次の画面へ進むことができませんので、ご注意ください。

システム導入が
難しくても
大丈夫！！

令和6年1月からの 電子取引データの保存方法

【可視性の確保】

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足



まずは、①と②を満たしていただく必要があります。ただし、「2課税年度前の売上高が5,000万円以下の方」、または「電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理されている方」は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしていれば、②の要件は不要となります。



【真実性の確保】

専用のシステムなどを導入していないのだけれど、どうすればいいんだろう。



不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する。



その場合であっても、「ルールを決めて守っていただくこと」で満たすことが可能です。事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載していますので、参考にしてください。

人手が足りなくて、令和6年1月までに事務処理規程の制定などの準備が間に合いそうにないな。



(1)と(2)を満たす場合には、**電子取引データを保存しておくだけで大丈夫**です。

- (1) 電子取引データ保存の一定のルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

- (2) 税務調査等の際に、

- 電子取引データのダウンロードの求め
 - 電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求め
- にそれぞれ応じることができるようにしている場合



電子取引データを消さずに保存しつつ、**税務調査などの際に、電子取引データや電子取引データをプリントアウトした書面を渡せる**ようにしておけばいいのか。



もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載しています。

こちらから特設サイトにアクセスできます





特定社会保険労務士 小島信一

2024年問題とは何か

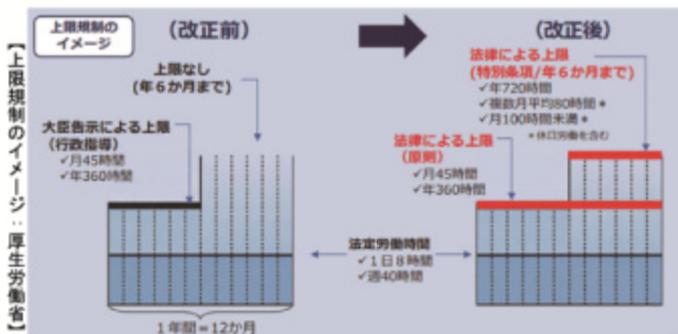
建設業の2024年問題

最近、TVや新聞、ネット記事などで「2024年問題」という言葉を聞くことが多くなりました。

2019年4月1日から始まった「働き方改革」一連の労働法改正は、順次進んできていますが、いよいよ2024年4月1日に佳境を迎え、すべての業種において、残業の上限規制が適用されることとなります。

とりわけ、残業規制に猶予が設けられていた建設業、運輸業に対して5年間の猶予がなくなり、国民生活に与える影響が大きく、そのことが「2024年問題」としてクローズアップされているわけです。それでは、具体的にみていきましょう。

建設業界は、契約で定めた絶対厳守しなければいけない納期がありますが、屋外で働くため天候の影響を受けやすく、悪天候が続くと納期に支障をきたします。そのため、休日返上で工



【上限規制のイメージ】厚生労働省

事を行わざるを得ないという過酷な業種です。

また、週休2日制の導入が遅れており、休日数が元々少ない業界でもあります。

さらに、慢性的に人手不足が続いており、一人にかかる負担が重く、納期遵守を残業することで何とか支えているという構造上の問題があります。

なお、労働時間の上限規制は現在猶予されておりますが、2024年4月から、上限規制が適用されるため、従業員が残業できず、納期の遅れや次の工事に着工できないという問題が予想されています。

運輸業の2024年問題

建設業以上に深刻なのが、運輸業の2024年問題です。

物流は、国民生活や経済を支える重要な社会インフラであるため、運輸業の2024年問題は、物流事業者だけにとどまらず、荷主や一般消費者にも影響が及びます。

当然、中小企業の経営にもインパクトのある内容です。物流業界も、労働者の残業で支えられている業界といえます。

トラックドライバーの長時間労働の原因はさまざまですが、代表的なものに「荷待ち時間」があります。

倉庫などの物流施設では、トラックが到着してから荷物の積み下ろしを行うまでに長時間待たされるといいう事態が多く発生しています。もう1つは、人手不足の問題です。

トラック業界も慢性的に人員が足りていない状態が続く、ドライバー一人当たりの負担が増えてしまっています。

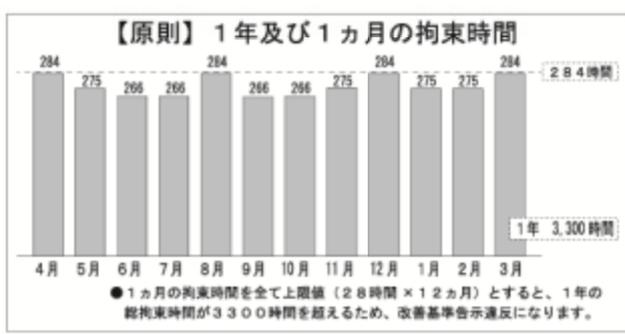
2024年4月以降はトラックドライバーの労働時間に規制がかけられるため、輸送能力が著しく低下し、今までのようにモノが円滑に運ばなくなる可能性が懸念されています。

●トラック運転者の労働時間改正点
トラック運転者は特別な業務のため、業務の特性に

合わせ、通常の労働者とは異なる「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」という厚生労働省からの告示が出されており、運行管理者などは、この基準をにらみながら配車管理をしています。

2024年4月からは、この基準の変更が予定されています。

【拘束時間】
拘束時間とは、始業時刻から終業時刻までの使用者に拘束されている時間をいいます。



長距離トラック運転者などは、この拘束時間が一般の労働者に比べて大変長くなっています。

トラック業界の規制は、この「拘束時間」に対してかけられます。

改正告示では、1年の拘束時間は3,300時間以内、かつ、1か月の拘束時間は284時間が原則となります。

毎月284時間拘束すると、年間で3,408時間となるため、各月の拘束時間を調整する必要があります。

【1日の拘束時間】

1日（始業時刻から起算して24時間をいう）の拘束時間は原則13時間以内とし、これを延長する場合であっても、上限は15時間です。

【1日の休息時間】

1日の休息時間は、勤務終了後、継続11時間以上を与えるよう努めることとし、継続9時間を下回ってはなりません。

【運転時間】

2日を平均した1日当たり（2日平均1日）の運転

時間は、9時間以内です。また、2週間を平均した1週間当たり（2週間平均1週）の運転時間は、44時間以内です。

【連続運転時間】
連続運転時間は、4時間以内とし運転開始後4時間以内または4時間経過直後に30分以上の運転の中断が

主な項目	主な内容
1年、1か月の拘束時間	1年 3,300時間 以内 1か月 284時間 以内 【例外】労使協定により、次のとおり延長可（①②を満たす必要あり） 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内（年6か月まで） ① 284時間超は連続3か月まで ② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間 以内（上限15時間、14時間超は週2回までが目安） 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、16時間まで延長可（週2回まで）
1日の休息期間	継続 11時間 以上与えるよう努めることを基本とし、 9時間 を下回らない 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
連続運転時間	4時間 以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える（1回おおむね連続10分以上、合計30分以上） 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】SA、PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可

必要です。

また、中断時には休息を与えなければいけません。

このように、トラック業界にはキメの細かい規制がかけられるようになります。

中小企業経営に与える影響

中小規模の建設業や運輸業は、これらの改正に対応する必要があり、また多くの企業がこれらの業種とのかかわりがあるため、対応が求められます。

予約システムの導入や出荷・受け入れ体制を見直します。

(2) 作業削減などの労働環境の改善
パレット化による手荷役作業の削減、情報の共有化、デジタル化による業務効率化を検討します。

(3) リードタイムの延長
長距離輸送は中1日を空け、満載での効率的な輸送ができるよう協力します。

【トラック事業者からのお願いに対応する】
過剰な値引き要求はせず、標準的な運賃を受け入れ、輸送以外に発生する燃料サーチャージや附帯作業料金、高速利用料などの支払いにできる限り対応しましょう。

【消費者として協力できること】
再配達が長時間労働を招いているという側面もあるため、確実に受け取れる日時・場所を指定する、宅配ボックス・ロッカーの利用や置き配の推進に協力しましょう。また、まとめ買いをして、注文回数を減らすことも有効な手段です。

一言でいうと何事も余裕をもった思いやりのある対応が必要で、また、費用の負担を分かち合うという意識も求められます。今までのように「客だから」という上から視線で取引をするのではなく、協同してこれらの問題を解決する姿勢が求められるようになります。

では、具体的にどんな行動をとるべきなのかを見ていきます。

■ 荷主とトラック事業者が連携して取り組むべきこと

(1) 荷待ち時間、待機時間の削減

環境変化に適応し、企業変革を成功させよう！

会社を

変えられるリーダーと
変えられないリーダー

大野コンサルティング 代表
中小企業診断士
社会保険労務士 大野 敬浩

コロナ禍が終わり、街には活気が戻ってきました。

主要駅では外国人旅行者が多数見られるようになりまし、各地の観光地はにぎわいを取り戻しています。今後はそれぞれの会社が環境変化に適応し、成長・発展を図りたいものです。

ところで、企業の成長・発展を図るための基本的方向を説いたものにI・アンゾフ博士の成長マトリクスがあります。古典的ではありますが、現代においても示唆に富むものと言えます。

(下図) 成長マトリクス

現在の事業あるいは製品・商品を現在取り組む市場にまだまだ浸透させ、成長が期待できるのならばこれを徹底しなければなりません(左上 市場浸透戦略)。



長之余地が少ないとなれば右上(新製品開発戦略)あるいは左下(新市場開拓戦略)に進むべきです。

右上は現在取り組む市場に対して新たな事業・製品・商品を展開します。

市場において会社のブラ

ンドが浸透しているのならば、成果を出すのにそれほど長い時間はかからないでしょう。

左下は現在の事業・製品・商品を他の市場に展開しようとするものです。

地域、顧客層が変わりま

すから浸透には少し時間がかかるかもしれません。

最後に右下は新たな事業を展開すること(多角化戦略)になります。

現在の事業が一部重なる関連多角化と全く無関係の無関連多角化があるでしょう。

後者の方がリスクが高いのは言うまでもありません。

4つの象限のそれぞれに課題は存在しますが、特に左上以外の3象限において成功を収めるためには、これを推進するリーダーの存在が不可欠です。

これらの展開には、『業務を回す』と称されるような安定的な世界とは異なる視点・思考・ノウハウが求められるのです。

以下に6点、これを実行できる、すなわち会社を変えられるリーダーと変えられないリーダーの特徴について述べたいと思います。

会社を変えられるリーダーは、強みと機会を見つける

SWOT分析は企業の外部で起こる事柄からチャンスとピンチを探り、企業の内部における強みと弱みを見つける分析手法です。

企業を危機に陥れるピンチはもちろん避けたいし、弱みがあればこれを補強したいと思つて当然です。

しかし弱みをいくら補強しても競合他社に迫いつくのが限界であることが多く、これでは企業を変えるような特徴を出すには至りません。

会社を変えられるリーダーは弱みにはある程度目をつぶって、常に企業の強み

探しを行い、大きなピンチだけは最低限避ける行動を取りながら、強みを活かせるチャンスはないかと外部に目を光らせます。

会社を変えられるリーダーは強みと機会の重なりを常に見つけようとします。

会社を変えられるリーダーは、ビジョン立案時にメンバーを巻き込む

会社を変えられるリーダーは一人でできることなど、たかが知れているとよく理解しています。

このため、多くの人を巻き込もうとします。特に企業変革において大変重要なポイントとなる、将来目指すべき企業のあるべき姿と言えるビジョン立案時にメンバーを巻き込もうとするのです。

議論自体に参加してもらうことは難しくとも、少しの工夫で立案プロセスに参加してもらうことは可能です。

例えば、アンケートの実施や、役職や職種等の制限なく提案を受け入れること

によってもコミットしても
らえるのです。

多くの方は、リーダーに
『こう決まったからやって
くれ』と言われるよりも、
自身も立案プロセスに参画
したほうが、実行プロセス
へのモチベーションが高ま
るのではないのでしょうか。
会社を変えられるリーダ
ーはビジョン立案時から多
くの人々を巻き込もうとし
ます。

**会社を変えられる
リーダーは、むや
みやたらに会社を
変えようとはしない**

会社には長年の経営によ
って染みついた常識と習慣、
すなわち、ある意味「癖」
とも呼べるものが存在しま
す。

会社の中にいると気づき
づらいのですが、私たちの
ように日々異なる会社に訪
問する者には容易に気づく
ことができるものです。
役員の意味決定が非常に
慎重だとか、従業員の皆
さんが自由闊達に議論する
なとか、皆が励まし合っ
ているな、といったその企業

に特有の常識や習慣などに
気づくわけです。

会社の変革期には若手の
リーダーが現れ、現状を打
破しようとするものです。
血気盛んなのは良いので
すが、これまでに培った風
土をむやみやたらに壊そう
としたのでは、会社の成長・
発展に貢献してきた人々の
共感を得ることはできませ
ん。

改革までに若干の時間的
余裕があるのならば、慎重
に、最初は少しずつ、相手
の納得を得ながら賛同者を
増やしていくことも重要で
しょう。

怖いのは、むやみやたら
に変革しようと動いた結果、
これが打ち砕かれ、社員の
中に『何を提案しても無駄』
『改革など無理』といった
無力感が生まれ、風土化し
てしまうことです。

会社を変えられるリーダ
ーは、風土の問題を慎重に
扱います。

**会社を変えられる
リーダーは、失敗
を許容する**

実際の企業変革テーマと
しては『新規顧客の開拓』、
『新しい営業地域の開拓』、
『生産性10%向上』、『新
人事システムの導入』など
の革新的な課題が掲げられ
ます。

すなわち、会社を変える
ための活動は失敗確率が高
い上、慣れない仕事のため
抵抗感が伴います。

また、前に進むたびに乗
り越えなければならぬ壁
に遭遇する上、成果が出る
までにはかなりの時間とコ
ストがかかります。

この時、ルーティーン・
ワークと同じように『失敗』
をとがめられた部下たちが
再度チャレンジしようとは
しないはずだ。

リーダーは計画段階から
『失敗』が起こることを予
期し、コストや時間を見積
り、その上で周囲の理解を
促さねばなりません。

会社を変えられるリーダ
ーは『してはいけない失敗』
と『チャレンジによる失敗』
を見極め、後者についてこ
れを許容し、そしてむしろ
これを促進します。

**会社を変えられるリー
ダーは、部下を有能な
貢献者と見なし、
その力を引き出す**

我が国の組織は上意下達
型が多かったと言えます。
しかし現在の環境変化の
速度は速く、AIやIoT
の知識を始め、求められる
スキルも広範かつ難解なも
のになっていきます。

これを一人のリーダーが
こなすのは現実的ではなく、
チーム力を発揮させること
が求められます。

すなわち、部下を『リー
ダーが決めたことをやり遂
げるための手段』と位置付
けるのではなく、『有能な
貢献者』と見なしてその力
を引き出す必要があるので
す。会社を変えられるリー
ダーは、部下たちの適性や
長所を見極めつつそれぞれ
に貢献を求め、これを一つ
の力にまとめます。

**会社を変えられる
リーダーは、信頼
関係を大切に**

部下の力を引き出すため
には、能力だけを見極める

のでは足りません。
部下が力を発揮したいな
と思えるよう、感情面への
配慮も必要です。

これには上司への信頼や
組織への信頼が不可欠です。
まずはリーダーが部下を信
頼します。

その上で、部下からの信
頼を得られる言動を心がけ
ねばなりません。さらには
、組織内の信頼関係が揺ら
いだ時にはそこに介入する
とともに、普段から組織の
信頼関係が醸成されるよう
コミュニケーションを促進
し、円滑に協働がなされる
よう役割や人間関係を調整
しなければなりません。

会社を変えられるリーダ
ーは、目に見えない信頼関
係を大切に扱います。

以上のように、会社を変
えられるリーダーの在り方
及びやり方は、従来の調整
型マネジャーのものとはず
いぶんと異なっていると
言えます。

リーダーの皆様には、セ
ミナーや書籍等を活用して
もう一度学びなおすこと
をお勧めします。

【 無料相談のご案内 】

本会では、下記事務所のご厚意により、無料で税務、社会保険、不動産・会社登記等の相談を実施しています。ご希望の方は、法人会事務局(TEL221-1055)または下記事務所へお電話してください。

- 浅岡信一税理士事務所
厚木市旭町2-2-18
電話(046)229-7030
- 税理士法人あいかわ 和田明
愛川町春日台5-4-8
電話(046)286-2256
- ライトハウス税理士法人
厚木市水引1-1-6 サミット厚木ビル4階
電話(046)222-8800
- 八木章 司法書士事務所
厚木市水引1-15-17 小島ビル2階
電話(046)297-3105
- 司法書士 石垣公雄事務所
厚木市寿町3-4-5 米山ビル301
電話(046)221-5556

ぜいきんクイズ、その他各種のお申込み・応募先は、法人会事務局まで
〒243-0017 厚木市栄町1-16-15(厚木商工会議所3階)
公益社団法人 厚木法人会 事務局
TEL 046-221-1055 FAX 046-222-3808
E-mail info@a-net.or.jp

個人情報の取扱いについて
当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内、名簿作成など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。

ホームページも是非ご覧ください。

厚木法人会

検索

QRコード



<https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/atsugi/>

会費の口座振替制度のご利用について

当会では、口座振替による年会費の納入をお勧めしています。ご契約されていない方は、便利な口座振替をご利用ください。

3月15日までに手続きされた方は、令和6年度分(令和6年4月~令和7年3月)の会費から自動引き落としが出来ます。

お申し込み・お問合せは、法人会事務局まで

インターネットセミナーのご案内

本会ホームページから無料で視聴できます

会員企業をはじめ、一般向けに経営支援情報や環境、健康、カルチャーなどのセミナーをインターネットを通じて配信しています。多彩なセミナー動画を常時公開していますので、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。



- ◎インターネットセミナーだからいつでも・何処でも・好きなだけご利用できます。
- ◎映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ◎忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。
- ◎社内研修や自己研鑽などにご活用ください。
- ◎本会会員は、ID(hj0229)とパスワード(1055)を入力してログインすることによって、より多くのコンテンツを視聴できます。

新入会員紹介

期間[令和5年10月~令和5年11月]

地区・支部名	会 員 名
依 知 北	株式会社 エスアール
岡 田	有限会社 アイテス・コーポレート

※ 機関紙等の公開に同意いただいた新入会員を掲載しています。

電子申告で効率UP! 国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の提出省略^(注)

還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

消費税の 期限内納付を 忘れずに。

消費税には申告・納付期限^(※1)があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

確定申告書作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。



- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例があります。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回 (確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回 (確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回 (確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回 ^(※4) (確定申告1回、中間申告不要)

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自動的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

